



ビューローベリタス関西 3 事務所（大阪、神戸三ノ宮、山陽姫路）をいつもご利用いただきありがとうございます。
最新情報をお知らせいたします。

-INDEX-

【トピックス】

- ◆ 完了検査と省エネ適合性判定に係る軽微な変更についての注意点
- ◆ 建築基準法施行令等の改正について
- ◆ 【コラム連載】改訂版「告示にかかる審査」解説シリーズ

【最新情報（法令・地域条例）】

<地域条例等>

- ◆ 京都府京都市/確認申請事前調査報告書について
- ◆ 兵庫県/指定道路情報および下水道台帳の WEB 公開について
- ◆ 関西以外の地域について

▼関西 3 事務所からヒトコト

- ◆ 営業 岡

【インフォメーション】

- ◆ 学校施設の非構造部材耐震点検について
- ◆ 建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法第 12 条）業務のご依頼を承ります
- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ コラム「ガイドライン調査 一敷地に複数の建物が存在する工場の新築/増築/改築工事」
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

完了検査と省エネ適合性判定に係る軽微な変更についての注意点

完了検査と省エネ適合性判定に係る軽微な変更について、手続きの流れやタイミングにおける注意点を整理しました。軽微な変更がルート C の場合、軽微変更該当証明申請書を登録省エネ判定機関に提出し、軽微変更該当証明書の交付を受ける必要があります。この交付が得られない場合、建築基準法の完了検査および検査済証の交付に係るスケジュールに影響が出る可能性がありますのでご注意ください。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/ctc-business/hantei/notice_schedule.html

建築基準法施行令等の改正について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が、令和 4 年 6 月 17 日に公布されました。建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会実現の寄与が目的であり、建築基準法の一部も改正されています。これに伴い、建築基準法施行令など関係する政省令についての所要の改正が 11 月に公布され来年 4 月に施行される予定です。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/221122.html

【コラム連載】改訂版「告示にかかる審査」解説シリーズ

多数のリクエストにお答えし、2006年に掲載していたコラム「告示にかかる審査」解説シリーズの改訂版を、「避難安全検証法」、「限界耐力計算」、「免震建築物の審査」の3つの分野に展開し、連載コラムとして掲載していきます。

今回は「避難安全検証法」から《避難計画について》と《検証法上の留意点》について解説します。

- 避難安全検証法 《避難計画について》 https://www.bvjc.com/column/column_001.html
- 避難安全検証法 《検証法上の留意点》 https://www.bvjc.com/column/column_002.html

2022年12月の中間・完了検査実施日のご案内

12月1日から12月28日まで通常通りの検査実施対応日となります。12月24日までの毎土曜日についても検査を実施いたします。年末は検査が大変混み合いますので、お早めのご予約と申請のご協力をお願いいたします。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/221122.html>

年末年始の休業期間について

年末年始の休業期間についてお知らせいたします。

休業期間 2022年12月29日（木）～2023年1月3日（火）

2023年1月4日より通常通り営業開始いたします。

ご不便をお掛けいたしますが何卒よろしくお願ひいたします。

最新情報（法令・地域条例）

地域条例等

●京都府京都市/確認申請事前調査報告書について

京都府京都市では、令和4年11月2日より確認申請事前調査報告書について「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱による協議」を追加されました。

ご確認の上、ご注意ください。

詳しくは下記にてご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000024798.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

京都市都市計画局建築指導部建築審査課

電話:075-222-3616

●兵庫県/指定道路情報および下水道台帳のWEB公開について

三田市では、令和4年4月にさんだ里山スマートシティ構想を策定し、「市役所のスマート化」として、各課が保有する行政情報の利活用の取組みを進めています。既に地図情報としてWEB公開されている「都市計画情報」「認定路線網図」に加え、これまで窓口でのみ閲覧可能であった「指定道路情報」および「下水道台帳」を追加公開し、当該情報を必要とする建物関係者等が時間を問わず、いつでも市ウェブサイトから閲覧できるようになります。

※専用サイトへの「指定道路情報」の掲載は令和4年11月1日9時からとなります。

詳しくは下記にて御確認ください。

<https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/36/gyomu/kenchiku/598.html>

<http://webgis.alandis.jp/sanda28/webgis/>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。
兵庫県まちの再生部都市政策室審査指導課建築指導係
電話:079-559-5115

関西以外の地域について

●茨城県守谷市/取手都市計画生産緑地の変更について

このたび茨城県守谷市取手都市計画生産緑地地区の変更がなされましたのでお知らせいたします。
詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

茨城県土木部都市局建築指導課企画グループ 清水
電話:029-301-4716 メール:kenshi2@pref.ibaraki.lg.jp

●茨城県日立市・東海村/日立および水戸・勝田都市計画道路の変更告示について

日立および水戸・勝田都市計画道路の変更告示について、10月24日付で県決定告示が出されましたので、ご連絡いたします。

- ・日立市(県決定)日立都市計画都市計画道路の変更
- ・東海村(県決定)水戸・勝田都市計画都市計画道路の変更

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

茨城県土木部都市局建築指導課企画グループ 清水
電話:029-301-4716 メール:kenshi2@pref.ibaraki.lg.jp

●茨城県土浦市/土浦市建築基準条例の改正について

令和4年9月30日付で土浦市建築基準条例の改正が公布されたことをお知らせします。

<改正の概要>

- ・第4章第6節自動車車庫および自動車修理工場の規定について「準耐火構造としなければならない自動車車庫および自動車修理工場の用途に供する部分」および「準耐・火構造の壁床で区画しなければならない自動車車庫および自動車修理工場の用途に供する部分」に、部品庫等の付属部分を追加（改正後は、茨城県建築基準条例と同様の扱いになります。）
- ・建築基準法の一部改正により条項ずれが発生したため、当該条項を引用している条文を修正する。

施行日は令和5年1月1日（条項ずれの修正については、令和4年9月30日施行）

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

土浦市建築指導課建築係 伊藤
電話:029-826-1111（内線2254）

●千葉県/建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年5月に公布、施行されました応急仮設建築物に関する建築基準法の改正に伴い、令和4年10月21日付けで建築基準法施行条例の一部を改正する条例を公布・施行しました。
※建築基準法施行条例第52条(仮設建築物等に対する適用除外)の改正で、建築基準法第85条、第87条の3の条項ずれの訂正のみであり、条例の内容自体は変更ありません。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課企画班 新藤 大介
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 中庁舎3階
電話:043-223-3181 FAX:043-225-0913
メール:kenchiku1@mz.pref.chiba.lg.jp

●神奈川県川崎市/災害危険区域の指定について

川崎市建築基準条例第3条の規定に基づき、災害危険区域を指定しましたのでお知らせします。なお関係図書はまちづくり局指導部建築管理課に備えて縦覧に供します。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

川崎市建築企画担当:清水
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話:044-200-3018FAX:044-200-3089
メール:50kekan@city.kawasaki.jp

●神奈川県川崎市/地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の公布について

令和4年10月21日付けで、以下の条例が公布されましたので、お知らせいたします。

1. 公布条例地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(川崎市条例第36号)
2. 送付資料(1)改正概要(2)公布文(3)-1 新旧対照表(川崎市福祉のまちづくり条例)(3)-2 新旧対照表(川崎市建築基準条例)(3)-3 新旧対照表(川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例)

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

川崎市建築企画担当:植野
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話:04420-3018FAX:044-200-3089

●広島県/急傾斜地崩壊危険区域の一部廃止について

広島県建築基準法施行条例（昭和47年条例第16号）第3条の規定により次の区域の一部が廃止されました。

・八木町細野地区

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県建築課構造審査グループ
電話:082-513-4159

●広島県/災害危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定します。

・安芸郡海田町南幸町十三地区

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県建築課構造審査グループ
電話:082-513-4159

●広島県/土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除および指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項および第6項並びに第9条第8項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を解除および指定します。

・広島市東区福田町および東区馬木町地内寺条川右支・大谷川他

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県建築課構造審査グループ
電話:082-513-4159

●広島県広島市/広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

広島イノベーション・テクノ・ポート地区計画（都市計画法第12条の4、第12条の5）の決定にともない、建築基準法第68条の2の規定に基づく標記の条例を一部改正し令和4年9月30日付で公布されました。本条例につきましては下記ウェブサイトを参照ください。

【広島市ウェブサイト>産業・雇用・ビジネス>建築>建築基準法に係る法令など>条例>建築基準法に関する条例・規則】

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市建築指導課第一指導係
電話:082-504-2287

■ 関西 3事務所からヒトコト

今年も残すところあと2ヶ月。皆さまお変わりはございませんか？

大阪事務所前の御堂筋のライトアップも始まり、神戸三宮事務所の周辺の街並みもクリスマスの装いになり、姫路のみゆき通り商店街も忘年会等の人の往来が増えたように感じます。

あつという間に冬がそこまできており、今年も月日が経つのは早いですね。

秋の最後の月である11月は、収穫の喜びを惜しみ、また、年末年始の忙しさが始まる 것을告げる時期もあります。

暖かい日があったり、寒い日があったりと不安定な気候が続きます。

所員一同、今年も最後までお客様をしっかりとお迎えできるよう準備しておりますので、皆様におかれましても、どうぞご自愛くださいませ。

営業 岡

■ インフォメーション

学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成27(2015)年3月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/school/>

建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法第12条）業務のご依頼を承ります

- ✓建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている
- ✓手に負えない規模や、遠方エリア案件がある
- ✓人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✓外壁打診調査など関連サービス※1のみを外注化したい

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/outsource/>

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、
現在は**年間 9,800 件***の検査を実施しております。* 2021 年度検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

コラム「ガイドライン調査 一敷地に複数の建物が存在する工場の新築／増築／改築工事」

ガイドライン調査とは、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」により、国土交通省へ届出を行った指定確認検査機関等（以下、「ガイドライン調査機関」という）が実施する法適合状況調査のことです。今回は「一敷地に複数の建物が存在する工場の新築／増築／改築工事」についてご説明します。

→続きを読む <https://kansa.bvjc.com/column/2018/000319.html>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 11 月 22 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

大阪事務所	TEL: 06-6258-8231	FAX:06-6241-3075
神戸三ノ宮事務所	TEL: 078-334-7252	FAX:078-334-7253
山陽姫路事務所	TEL: 079-287-3334	FAX:079-287-3335

MAIL:ctcbc.osa@bureauveritas.com

[Bureau Veritas Japan Portal](#) | [建築確認](#)

(C) 2022 Bureau Veritas Japan